

○総務省令第二十九号

森林法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十四号）及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）の施行に伴い、並びに地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三十三條の五の五、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十二條第四号及び第三十一條並びに森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第七條第一項の規定に基づき、地方債に関する省令及び森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第七條に規定する特定間伐等の実施又は助成に要する経費等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣 山本 早苗

地方債に関する省令及び森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第七條に規定する特定間伐等の実施又は助成に要する経費等を定める省令の一部を改正する省令

（地方債に関する省令の一部改正）

第一条 地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号ロ中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に、「第十二条第四号」を「第十二条第六号」に改める。

第十四条第二項中「三年前」を「四年前」に改める。

第十四条の二第一項中「、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金」を「及び地方揮発油譲与税」に改め、「指定都市」の下に「（附則第二条第二項第二号及び第三号において「指定都市」という。）」を加え、「、石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付金」を「及び石油ガス譲与税」に改める。

附則第二条第二項第一号イ中「ロにおいて単に」を「ロ及び次号において」に改め、同項第二号中「市町村」の下に「（指定都市を除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 指定都市 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 前項第二号の例による額（教職員に係る部分に限る。）に百分の十八を乗じて得た額

ロ 前項第二号の例による額（教職員に係る部分を除く。）に百分の二十三を乗じて得た額

附則第七条第一項中「平成二十八年度及び」を削り、「同条第一項中」の下に「及び地方揮発油譲与

税」とあるのは、「地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「及び石油ガス譲与税」とあるのは、「石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「を」、「地方債の額及び」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の」を加え、同条第二項中「同条第一項中」の下に「及び地方揮発油譲与税」とあるのは、「地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「及び石油ガス譲与税」とあるのは、「石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金、分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。）及び道府県民税所得割臨時交付金（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。）と、「を」、「額並びに」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び」を加え、同条に次の三項を加える。

3 平成三十三年度及び平成三十四年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「

及び地方揮発油譲与税」とあるのは、「地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「及び石油ガス譲与税」とあるのは、「石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金、分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。）及び道府県民税所得割臨時交付金（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。）」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができるとされた地方債の額」とする。

4 平成三十五年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「及び地方揮発油譲与税」とあるのは、「地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「及び石油ガス譲与税」とあるのは、「石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。）」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるの

は、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができないこととされた地方債の額」とする。

5 平成三十六年度以後における第十四条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「及び地方揮発油譲与税」とあるのは「、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「及び石油ガス譲与税」とあるのは「、石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。）」とする。

（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第七条に規定する特定間伐等の実施又は助成に要する経費等を定める省令の一部改正）

第二条 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第七条に規定する特定間伐等の実施又は助成に要する経費等を定める省令（平成二十年総務省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「第九条第二号」を「第十条第二号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(指定都市における退職手当の合計額が著しく多額である部分の算定方法に関する経過措置)

2 平成二十九年度における第一条の規定による改正後の地方債に関する省令附則第二条第二項の規定による額の算定に係る同項第二号の規定の適用については、同号イ中「前項第二号の例による額（教職員に係る部分に限る。）」とあるのは「当該指定都市が退職手当を支給すべき教職員に対して、当該指定都市又は当該指定都市を包括する都道府県が平成二十八年度において支払った給料の総額に相当する額」と、同号ロ中「前項第二号の例による額（教職員に係る部分を除く。）」とあるのは「当該指定都市が退職手当を支給すべき職員（教職員を除く。）に対して、当該指定都市が平成二十八年度において支払った給料の総額に相当する額」とする。